

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（行情）諮問第185号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第362号）

事件名：「国際平和協力活動等における派遣隊員の人的不測事態発生時の留守家族への情報伝達及び通知要領について（通達）」の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『国際平和協力活動等における派遣隊員の人的不測事態発生時の留守家族への情報伝達及び通知要領について（通達）』（陸幕厚第69号電（19.6.1））の最新版。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 国際平和協力活動等における派遣隊員の留守家族への情報提供及び通知について（通達）（陸幕厚第41号電（23.4.1））

文書2 「国際平和協力活動等における派遣隊員の留守家族への情報提供及び通知について（通達）」の一部変更について（通達）（陸幕厚第13号電（27.3.19））

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年11月4日付け防官文第17511号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、電磁的記録の特定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 文書の特定に誤りがある。

開示の実施方法として「CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)」を選択したにもかかわらず実際の方法は「スキャナにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)」であった。これは開示決定通知書で特定されたとする電磁的記録が存在しない可能性を示している。紙媒体しか存在しないのであれば、本件開示決定での文書の特定に誤りがあるので、本件開示決定はやり直すべきである。

(6) 過納分の返還を求める。

本件における開示の実施は、紙媒体を特定し、実際の実施方法は「スキャナにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)」で行われたのであるから、「CD-Rに複写したものの交付」の場合の差額の手数料の返還を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件対象文書を特定し、原処分を行った。

#### 2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分における特定文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(4) 異議申立人は、開示の実施方法として「電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付」を選択したにもかかわらず、実際の実施方法は「紙媒体をスキャナにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付」であり、電磁的記録が存在しない可能性があるとして、文書の特定に誤りがあると主張するが、原処分において特定した電磁的記録は紙媒体をスキャンしたPDFファイルであり、開示請求者が電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付による開示の実施を希望したことから、これをCD-Rに複写して開示を実施したものであり、異議申立人が主張するような方法で開示の実施は行っていない。

(5) 異議申立人は、実際の実施方法はスキャナにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付が行われたと主張し、過納分の開示実施手数料を

返還するよう求めるが、上記（４）のとおり、原処分における文書の特  
定及び開示の実施に誤りはなく、開示実施手数料は適正である。

（６）以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を  
維持することが妥当である。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成２８年２月２３日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年７月１日     | 審議            |
| ④ 同年９月２７日    | 審議            |

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件対象文書について

本件対象文書は、国際平和協力活動等における派遣隊員の留守家族への  
情報提供及び通知についての通達と同通達を一部変更するための通達であ  
る。

異議申立人は、本件対象文書のＰＤＦ形式以外の電磁的記録の特定を求  
めており、諮問庁は、本件対象文書を開示した原処分を妥当としているこ  
とから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### ２ 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確  
認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、陸上幕僚監部において、国際平和協力活動等にお  
ける、留守家族への情報提供及び派遣隊員に人的不測事態が発生した  
際の通知要領の細部について、その基準を定めたものである。

イ 本件対象文書は、陸上幕僚監部が保有しているＰＤＦ形式（紙媒体  
をスキャナにより読み取ったもの）の電磁的記録であり、防衛省にお  
いて、当該電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録は保有してい  
ない。

ウ 本件対象文書の原稿については、陸上幕僚監部の担当者が電磁的記  
録により作成し、完成後、紙媒体により本件対象文書を発簡した。発  
簡後、本件対象文書は、「取扱い上の注意を要する文書等及び注意電  
子計算機情報の取扱いについて（通達）」（防防調第４６０８号。１  
９．４．２７。以下「通達」という。）に基づき、注意の指定を受け  
る文書であり情報流出を防止する観点から、及び誤動作による誤編集  
を防止する観点から、紙媒体をスキャナで読み取ってＰＤＦ形式に変  
換した電磁的記録を保存することとし、原稿である電磁的記録につい  
ては、文書１及び文書２それぞれの付紙第１ないし付紙第４の部分  
を除き、廃棄している。

(2) 諮問庁から本件対象文書及び通達の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)ア及びウの説明のとおりであり、本件対象文書全体としてはPDF形式に変換した電磁的記録を保存しており、PDF形式の電磁的記録以外に本件対象文書全体の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久